

川崎市指令環廢 第122号

許可番号 第05720000405号

## 産業廃棄物処分業許可証

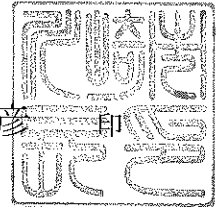
住 所 川崎市川崎区貝塚一丁目1番5号  
氏 名 株式会社 エバーグリーンライン  
代表取締役 比嘉 良弘 様

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

平成29年9月29日

川崎市長 福田 紀彦



許可の年月日 平成29年10月1日

許可の有効期限 平成36年9月30日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処理（破碎、選別、圧縮・梱包、破碎・分離、選別・破碎、選別・圧縮・梱包）

#### (2) 産業廃棄物の種類

##### ア 破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 木くず、(ウ) 金属くず、(エ) ガラスくず、  
(オ) がれき類 以上5種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### イ 選別に係るもの

(ア) 紙くず、(イ) 繊維くず 以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### ウ 圧縮・梱包に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず  
以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### エ 破碎・分離に係るもの

(ア) ガラスくず 以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### オ 選別・破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 木くず、(ウ) 金属くず、(エ) ガラスくず、  
(オ) がれき類 以上5種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### カ 選別・圧縮・梱包に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず  
以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

#### (3) 制限

ア 破碎に係る産業廃棄物のうち、No.1 破碎機に係るものは廃プラスチック類及び木くず、  
No.2 破碎機に係るものは金属くず、ガラスくず及びがれき類に限る。

イ 圧縮・梱包に係る産業廃棄物は、軟質な廃プラスチック類及び紙くずに限る。

ウ 破碎・分離に係る産業廃棄物は、廃石膏ボードに限る。

エ 選別・破碎に係る産業廃棄物のうち、No.1 破碎機に係るものは廃プラスチック類及び木くず、  
No.2 破碎機に係るものは金属くず、ガラスくず及びがれき類、No.3 破碎機に係るものはガラスくず  
及びがれき類に限る。

オ 選別・圧縮・梱包に係る産業廃棄物は、軟質な廃プラスチック類及び紙くずに限る。

2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び  
許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）  
別記1のとおり

### 3 許可の条件

この許可証の写しは情報開示の一環として  
ホームページに掲載したものであり、これ  
を利用した営業活動及びそれに類する行為  
を禁じます。

株式会社 エバーグリーンライン

別記

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破砕施設 (No. 1 破砕機) (設置年月日 平成25年10月24日) (許可年月日 平成25年10月24日) (許可番号 第1224号)	5.5 t/日 (廃プラスチック類) 15.9 t/日 (木くず)	川崎市川崎区扇町1番1 (3381 m <sup>2</sup> )
イ 破砕施設 (No. 2 破砕機) (設置年月日 平成18年8月22日) (許可年月日 平成18年8月22日) (許可番号 第1175号)	225 t/日 (金属くず) 98.1 t/日 (ガラスくず) 315 t/日 (がれき類)	
ウ 破砕施設 (No. 3 破砕機) (設置年月日 平成24年10月12日) (許可年月日 平成24年10月12日) (許可番号 第1217号)	37.8 t/日 (ガラスくず) 37.8 t/日 (がれき類)	
エ 圧縮・梱包施設 (圧縮・梱包機) (設置年月日 平成24年10月25日)	43.7 t/日 (廃プラスチック類) 43.7 t/日 (紙くず)	
オ 破砕・分離施設 (破砕・分離機) (設置年月日 平成14年9月17日)	5.4 t/日 (ガラスくず)	

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
破砕施設一式	15.9 t/日	No. 1 破砕機
破砕施設一式	315 t/日	No. 2 破砕機
圧縮・梱包施設一式	43.7 t/日	圧縮・梱包機
破砕・分離施設一式	5.4 t/日	破砕・分離機
選別・破砕施設一式	15.9 t/日	No. 1 破砕機
選別・破砕施設一式	315 t/日	No. 2 破砕機
選別・破砕施設一式	37.8 t/日	No. 3 破砕機
選別・圧縮・梱包施設一式	43.7 t/日	圧縮・梱包機

この許可証の写しは情報開示の一環としてホームページに掲載したものであり、これを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

株式会社 エバーグリーンライン

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

4 許可の更新又は変更の状況  
平成29年10月1日 更新許可  
平成29年10月1日 優良認定

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無



この許可証の写しは情報開示の一環として  
ホームページに掲載したものであり、これ  
を利用した営業活動及びそれに類する行為  
を禁じます。

株式会社 エバーグリーンライン